

宇土市告示第 1 2 5 号

宇土市不登校児童生徒経済的支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 1 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市不登校児童生徒経済的支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 5 号）を踏まえ、校外教育支援センター及びフリースクール等民間施設に通う児童生徒について、社会的自立に向けた学習等の機会の確保を図ることを目的に、予算の範囲内で宇土市不登校児童生徒経済的支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、宇土市補助金等交付規則（昭和 4 9 年規則第 1 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、宇土市立小中学校（以下「小中学校」という。）に在籍する児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 宇土市就学援助要綱（令和 3 年教委告示第 3 号）第 6 条の規定による就学援助の認定を受けていないこと。
- (3) 児童生徒が、校外教育支援センター及びフリースクール等民間施設に通所する不登校児童生徒であること。
- (4) 児童生徒が在籍する小中学校において、当該小中学校との十分な連携及び協力関係のもと、校外教育支援センター及びフリースクール等民間施設での活動により、指導要録上の出欠の取扱いにおいて出席であること。
- (5) 熊本県が実施するアンケート調査に協力すること。

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費は、校外教育支援センター及びフリースクール等民間施設への通所に要する費用で、補助対象者が負担した実費のうち、次に定めるものとする。

- (1) 交通費 自宅から校外教育支援センター及びフリースクール等民間施設までの交通費
- (2) 実習費 校外教育支援センター及びフリースクール等民間施設での体験活動、実習等に要する費用

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 1 月末日までの交通費及び実習費の合計額とし、2 0, 0 0 0 円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は（以下「申請者」という。）は、宇土市不登校児童生徒経済的支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 交通費及び実習費支出内訳書（様式第2号）
- (2) 実習費を支払ったことが分かる書類（領収書等）の写し
- (3) 通所証明書（様式第3号）
- (4) 出席扱い証明書（様式第4号）
- (5) 施設利用確認書（様式第5号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは宇土市不登校児童生徒経済的支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第6号）により、不適当と認めたときは宇土市不登校児童生徒経済的支援事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付確定を受けた申請者は、速やかに宇土市不登校児童生徒経済的支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。